

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 管理係	
許 認 可 等 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (指定の更新を含む。)	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の12第1項(指定) 第115条の21において準用される第70条の2第1項(指定の更新)	
連 絡 先	(電話 621-5587)	
審 査 基 準	基 準	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の12及び第115条の14並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに徳島市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準等を定める条例(平成25年徳島市条例第7号)に定めるとおり。
	参 考 事 項	介護報酬の解釈(社会保険研究所発行)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 _____ 日(休目を除く・休目を含む) 指定又は指定更新の申請があったときは、実地に出向き、基準を遵守しているか確認しているが、申請者との日程の調整や厚生労働省・県への照会に時間を要することもあり、審査に要する期間が申請ごとにまちまちであるため、標準処理期間の設定が困難である。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)